

# 児童手当現況届は6月中に提出を

児童手当受給者の皆さんへ6月上旬に案内と現況届を郵送します。内容をご確認の上、6月30日(火)までに提出してください。

今年度は窓口への提出のほか、郵送による提出も受付します。同封の返信用封筒をご利用ください。

現況届が提出されない場合、6月分以降の児童手当を受け取ることができませんのでご注意ください。

\*子育て世帯臨時特例給付金の対象になると思われる方には給付金申請書も同封します。現況届と一緒に給付金申請書も提出してください。

\*公務員の方は勤務先へご確認ください。

提出先…市民課(内線2316)、金木総合支所総合窓口係(内線3103)、市浦総合支所総合窓口係(内線4010)

## 子育て世帯臨時特例給付金

消費税率の引き上げの影響等を踏まえ、子育て世帯に対し、暫定的・臨時的な措置として今年度も子育て世帯臨時特例給付金を支給します。

### 概要

基準日…平成27年5月31日

支給対象者…平成27年6月分の児童手当受給者

\*特例給付受給者は対象外です。特例給付の受給者とは、平成26年の所得が児童手当の所得制限限度額以上である方(児童1人につき月額一律5千円が支給される方)をいいます。支給対象者が死亡した場合は配偶者等に支給します。

支給対象児童…平成27年6月分の児童手当支給対象児童

\*基準日より後に生まれた児童や基準日の翌日以後、支給決定までに死亡した児童は対象外です。

\*施設等入所児童は、施設等からの代理申請に基づき別途支給します。

支給額…支給対象児童1人につき3千円

支給回数…1回限り

支給時期…平成27年10月下旬(予定)

申請先

▷一般の方(各市区町村から児童手当を受給している方)

平成27年6月分の児童手当を支給する市区町村  
平成27年6月1日以降の日付を転出予定日として別の市区町村に転出した場合は、転出前の市区町村が申請先となりますのでご注意ください。

\*児童手当の認定請求を失念する等して、平成27年6月分の児童手当の対象となる児童分の支給が受けられない方についても、給付金は支給対象になり得ますので、基準日時点で住民票のある市区町村の窓口にご相談ください。

申請窓口…市民課①番窓口、金木総合支所総合窓口係、市浦総合支所総合窓口係

申請期間…郵送による申請 6月8日(月)～6月30日(火)(当日消印有効)

窓口での申請 6月8日(月)～9月8日(火)

▷公務員の方(勤務先から児童手当を受給している方)

基準日時点で住民票のある市区町村

平成27年6月1日以降に別の市区町村に転出した場合でも、基準日時点で住民票のあった市区町村が申請先となりますのでご注意ください。

申請書

市では、給付金の対象になると思われる方へ6月上旬に申請書を児童手当現況届に同封して郵送します(公務員の方を除く)。

公務員の方へ

公務員の方には所属庁から申請書が交付されます。申請書は申請手続きが始まるまで大切に保管してください。申請窓口、申請期間等は各市区町村により異なります。申請にあたっては、事前に基準日時点で住民票のある市区町村に問い合わせるか、ホームページなどでご確認ください。

配偶者からの暴力を理由に避難している方へ

配偶者からの暴力を理由に避難している方で、事情により住民票を移せない方は、申し出により必要な支援が受けられる場合がありますので、避難先の市区町村の窓口にご相談ください。



給付金を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください。

市民課 内線2317 FAX 34-6352